

特定個人情報保護委員会の保有する個人情報管理規程を次のように定める。

平成26年1月 日  
特定個人情報保護委員会訓令第 号

## 特定個人情報保護委員会の保有する個人情報管理規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、特定個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）の保有する個人情報の適切な管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号。以下「法」という。）第2条の定めるところによる。

### 第2章 管理体制

#### (総括個人情報管理者)

第3条 委員会に、総括個人情報管理者1人を置き、事務局長をもって充てる。

2 総括個人情報管理者は、委員会における保有個人情報の管理に関する事務を総括する任に当たる。

#### (個人情報管理者等)

第4条 各課等に、個人情報管理者1人を置き、各課等の長をもって充てる。

2 個人情報管理者は、当該課等における保有個人情報を適切に管理する任に当たる。

#### (個人情報取扱主任)

第5条 各課等に、個人情報取扱主任を置き、当該課等の個人情報管理者が指名する職員をもって充てる。

2 個人情報取扱主任は、個人情報管理者を補佐し、当該課等における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

#### (監査責任者)

第6条 委員会に、監査責任者1人を置き、事務局総務課長をもって充てる。

2 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する任に当たる。

#### (保有個人情報の適切な管理のための会議)

第7条 総括個人情報管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする会議を開催することができる。

### 第3章 教育研修

第8条 総括個人情報管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他を目的として必要な教育研修を実施する。

2 総括個人情報管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を実施する。

#### 第4章 職員の責務

第9条 職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及びこの規程並びに総括個人情報管理者、個人情報管理者及び個人情報取扱主任の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

#### 第5章 保有個人情報の取扱い

##### (アクセス制限)

第10条 個人情報管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする（紙等に記録されている保有個人情報に接する行為を含む。以下同じ。）権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の職員に限らなければならない。

2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

##### (複製等の制限)

第11条 職員は、業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、個人情報管理者の指示に従い行わなければならない。

- 一 保有個人情報の複製
- 二 保有個人情報の送信
- 三 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
- 四 その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

##### (誤りの訂正等)

第12条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、個人情報管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

##### (媒体の管理等)

第13条 職員は、個人情報管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない。

##### (廃棄等)

第14条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、個人情報管理者

の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第15条 個人情報管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及び必要に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

## 第6章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第16条 個人情報管理者は、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下第21条を除き、この章において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報管理者が前項の措置を講じる場合には、パスワード等の管理に関する規程を定め、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じなければならない。パスワード等の管理に関する規程は、必要に応じて見直しを行う。

(アクセス記録)

第17条 個人情報管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及び必要に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存しなければならない。

2 個人情報管理者は、必要に応じてアクセス記録を分析するものとする。

3 個人情報管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去等の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(外部からの不正アクセスの防止)

第18条 個人情報管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講じなければならない。

(コンピュータウイルスによる漏えい等の防止)

第19条 個人情報管理者は、コンピュータウイルスによる保有個人情報の漏えい、滅失又はき損等の防止のため、コンピュータウイルスの感染防止等に必要な措置を講じなければならない。

(暗号化)

第20条 個人情報管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講じなければならない。

(入力情報の照合等)

第21条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個

個人情報との照合等を行う。

(バックアップ)

第22条 個人情報管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講じなければならない。

(情報システム設計書等の管理)

第23条 個人情報管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講じなければならない。

(端末の限定)

第24条 個人情報管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定しなければならない。

(端末の盗難防止等)

第25条 個人情報管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講じなければならない。

2 職員は、個人情報管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第26条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないようにしなければならない。

## 第7章 サーバ室等の安全管理

(入退室の管理)

第27条 個人情報管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室等（以下「サーバ室等」という。）に入室する権限を有する者を定めるとともに、必要に応じ、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が入室する場合の職員の立会い等の措置を講ずる。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講じる。

2 個人情報管理者は、必要があると認めるときは、サーバ室等の出入口の特定化による入退室の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講じる。

3 個人情報管理者は、サーバ室等及び保管施設の入退室の管理について、必要があると認めるときは、入室に係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じる。

(サーバ室等の管理)

第28条 個人情報管理者は、外部からの不正な侵入に備え、サーバ室等に施錠装置の設置等の措置を講じなければならない。

2 個人情報管理者は、災害等に備え、サーバ室等に、耐震、防火、防煙、防水等の

必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講じなければならない。

## 第8章 保有個人情報の提供及び業務の委託等

### (保有個人情報の提供)

第29条 個人情報管理者は、法第8条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わさなければならない。

2 個人情報管理者は、法第8条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講じることができる。

3 個人情報管理者は、法第8条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前二項に規定する措置を講じることができる。

### (業務の委託等)

第30条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないようにしなければならない。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認しなければならない。

- 一 個人情報に関する秘密保持等の義務
- 二 再委託の制限又は条件に関する事項
- 三 個人情報の複製等の制限に関する事項
- 四 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- 五 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- 六 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

2 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

## 第9章 安全確保上の問題への対応

### (事案の報告及び再発防止措置)

第31条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員は、速やかに当該保有個人情報を管理する個人情報管理者（個人情報管理者が不在等により報告等が困難な場合には、部局総括個人情報管

理者等。以下第3項までにおいて同じ。)に報告しなければならない。

- 2 個人情報管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 個人情報管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括個人情報管理者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括個人情報管理者に当該事案の内容等について報告しなければならない。
- 4 総括個人情報管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を内閣総理大臣に速やかに報告しなければならない。
- 5 個人情報管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(公表等)

第32条 事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講じる。

## 第10章 監査及び点検の実施

(監査)

第33条 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、必要に応じ監査を行い、その結果を総括個人情報管理者に報告する。

(点検)

第34条 個人情報管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、必要に応じ点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括個人情報管理者に報告する。

(評価及び見直し)

第35条 この規程等については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を行う。

## 第11章 その他

(細則)

第36条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のための手続その他について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この訓令は、平成26年1月1日から適用する。